

栃木県環境審議会環境影響評価部会
報告書（案）

令和 8 (2026) 年〇月〇日

栃木県環境審議会環境影響評価部会

1 I はじめに

2 再生可能エネルギーについては、平成 24(2012)年の固定価格買取制度（FIT 制度）開
3 始以降、特に太陽光発電の導入が急速に拡大した一方で、自然環境、安全、景観等の面
4 から全国的に様々な懸念が生じる事例がみられている。

5 地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳
6 格に対応する必要があるという考え方の下、国は令和 7 (2025)年 9 月以降、「太陽光発
7 電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議」において、太陽光発電
8 事業について、関係法令の総点検を実施し、その結果を踏まえ、令和 7 (2025)年 12 月
9 に開催した「大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議」において、「大規模太陽光
10 発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」（以下「対策パッケージ」とい
11 う。）を決定した。

12 対策パッケージにおいて、環境影響評価に関しては「環境影響評価法（平成 9 年法律
13 第 81 号。以下「アセス法」という。）・電気事業法に基づく環境影響評価の対象となる
14 太陽光発電事業の規模を見直し、事業者における環境配慮の促進を図る」等とされたこ
15 とから、国では、「太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会」（以下「検討会」
16 という）を設置し、太陽光発電事業のアセス法対象となる規模等について検討を実施し
17 た。その結果、令和 8 (2026)年 6 月に、太陽電池発電所の設置について環境影響評価の
18 対象規模要件を引き下げる等とすることが適当であるとの報告書を取りまとめられ、当
19 該報告書を踏まえて、関係する政省令の改正の進められているところである。

20 こうした中、令和 8 (2026)年 6 月 18 日に栃木県知事から栃木県環境審議会に対し、
21 栃木県環境影響評価条例（平成 11 年栃木県条例第 2 号。以下「アセス条例」という。）
22 に基づく太陽光発電事業の対象規模要件を引き下げる等との必要性について意見を求
23 める旨の諮問があり、当部会に付議された。

24 当部会では、これまでに二度にわたり会議を開催し、付議事項について慎重に調査・
25 審議を進めてきたところであり、このたびその結果を報告書としてとりまとめた。

II 環境影響評価制度における太陽光発電事業の取り扱いについて

1 国の動き（アセス法）

(1)対応方針等

検討会の報告書において、太陽光発電事業に係る環境影響評価制度の「対象規模」及び「スクリーニング基準」の見直しが適当であるとされた。これを受け、「対象規模」の見直しについては、令和 8（2026）年 7 月 17 日に「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、同年 7 月 23 日に公布された。当該政令は令和 9（2027）年 4 月 1 日に施行される予定である。（改正後の規模要件は、【表－1】のとおり）

一方、「スクリーニング基準」については、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年通商産業省令第 54 号。以下「発電所アセス省令」という。）において定められており、現在、経済産業省において、改正に向けた検討が進められている。

<表－1 アセス法における対象規模見直し>

第 1 種事業	規模要件	
	改正後	出力 2 万kW以上（面積50ha相当）
	現行	出力 4 万kW以上（面積100ha相当）
第 2 種事業	改正後	出力1.5万kW以上（面積37.5ha相当）から出力 2 万kW未満
	現行	出力 3 万kW以上（面積75ha相当）から出力 4 万kW未満

(2) 「対象規模」及び「スクリーニング基準」の見直し理由

○対象規模については、太陽光発電事業の特徴及び環境紛争事例の実態等を踏まえた見直しの考え方として、検討会の報告書において下記のとおり整理された。

- ・「事業実施場所の多様性」、「広範囲の土地改変」、「反射光・景観の影響」及び「建設の容易性等」は、太陽光発電事業の特徴と捉えることができ、太陽光発電事業について、アセス法の第 1 種事業の規模要件の基本要件である 100ha 相当よりも小さな規模の事業をアセス法の対象とすることには一定の合理性がある。
- ・環境紛争が生じている 12,000kW（30ha 相当）以上 30,000kW 未満（現行の法対象規模未満）の事業に着目すると、20,000kW（50ha 相当）以上の事業が大宗を占めることを踏まえると、太陽光発電事業の第 1 種事業の規模要件については、20,000kW 以上とすることが適当である。

○スクリーニング基準については、太陽光発電事業の立地特性等を踏まえた見直しの考え方として、検討会の報告書において下記のとおり整理された。

・自然環境、景観、累積的影響等の観点については、現行のスクリーニング基準においても、一定の考慮がなされている。その上で、森林の開発、切土、盛土などの土地の改変が非常に広範囲で起こる傾向にあることや、傾斜地など多様な環境が事業実施場所となる傾向にあるという太陽光発電事業の特徴を踏まえ、スクリーニング基準を見直すことが適切である。

2 アセス条例の今後の方向性

(1) 現状

太陽光発電事業における対象要件は、下記のように設定されている。【表－２】

アセス法における太陽光発電事業の対象規模は「面積と総出力は概ね比例関係にあること」、「電気事業法との整合性」等の観点から、面積ではなく出力を規模要件の指標としている。

アセス条例では、環境審議会からの答申※１に基づき、規模要件の指標を「面積」とし、普通地域についてはアセス法の第１種事業の規模要件面積相当で100haの1/2である50haに設定している（対象規模については、アセス条例施行規則に規定）。

さらに、森林内に計画され伐採を伴う事例がみられるため、太陽光発電事業特有の指標として「森林伐採面積※２」を規模要件に加えている。

また、アセス法では、スクリーニング方式を採用しているが、栃木県では「地域要件方式」を採用し、場所により規模要件を変更している。両方式ともに、同じ規模の事業であっても立地条件によって環境影響が大きく異なるという考え方を前提としているが、県では地域ごとに規模要件をあらかじめ設定することで、判断基準を明確化している。

<表－２ アセス条例の太陽光発電事業における規模要件>

根拠法令	規模要件	
アセス条例	普通地域	造成面積50ha以上 又は 森林伐採面積20ha以上
	配慮地域	造成面積15ha以上
	特別配慮地域	造成面積10ha以上

※特別配慮地域：国立公園、県立自然公園の特別地域、鳥獣保護区の特別保護地区等

配慮地域：国立公園、県立自然公園、鳥獣保護区等のうち「特別配慮地域」以外の地域等

普通地域：「配慮地域」及び「特別配慮地域」以外の地域

99 ※1 環境審議会からの答申内容（抜粋）

- 100 ・道路や廃棄物処理施設などの一部を除き面積を指標としており、太陽光発電事
101 業についても他事業との整合を考慮する必要がある。
102 ・他県においても多くが面積を指標とする見込みである。
103 ・アセス条例における対象事業の面積規模は、普通地域については、法の第1種
104 事業の規模要件面積相当で100haの1/2である50haを基本に設定されてい
105 る。よって、特別な理由がない限り、アセス条例における太陽光発電事業の面
106 積規模は、他の面的開発事業に合わせて、普通地域、配慮地域、特別配慮地域
107 において、それぞれ50ha、15ha、10haとすることが妥当である。

- 108 ※2 森林法等において、伐採跡地からの土砂流出の可能性や急激な開発による周辺
109 森林への影響等を配慮して定めている「保安林の伐採限度面積」を準用し、20ha
110 以上を対象規模として設定。

111
112 (2) 今後の方向性

113 ○対象規模については、下記の理由から、太陽光発電事業の対象規模を引き下げるこ
114 とが適当である。

- 115 ・国の報告書のとおり、事業実施場所の多様性、広範囲の土地の改変などは、太陽
116 光発電事業特有の特徴と捉えることができ、他の面的開発事業よりも、小さな規
117 模の事業においてもアセス条例の対象とすることには一定の合理性があること。
118 ・アセス条例では、普通地域における対象面積は、法の第1種事業の規模要件面積
119 相当の1/2を基本に設定していることから、国の規模要件の引き下げに合わせて
120 て、見直しが必要であること。
121 ・なお、「森林伐採面積」及び「配慮地域・特別配慮地域の対象面積」は、地域の
122 環境特性に応じた規制のバランスを確保し、制度全体の整合性を維持する観点か
123 ら、現行の「普通地域」との比率を踏襲して設定することが適当であること。

124 ○地域要件については、下記の理由から、傾斜地に関する規制区域を追加することが
125 適当である。

- 126 ・国の報告書のとおり、傾斜地において土地の改変が行われる場合は、土地の安定
127 性といった環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。
128 ・アセス法では、傾斜地関連の規制区域の他に、森林に係る関係法令による規制区
129 域が存在する場合についても基準への追加を検討しているが、森林に関しては、
130 本県では既に「森林伐採面積」を規模要件として定めているため、一定程度の考
131 慮がなされていると考えられること。
132 ・なお、傾斜地関連について、具体的にどのような基準を追加するかは、国の検討
133 状況を注視する必要があるが、砂防法（明治30年法律第29号）、地すべり等防
134 止法（昭和33年法律第30号）及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法

律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づいて指定される区域（砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）を、配慮地域及び特別配慮地域に追加することが考えられる。

Ⅲ 結論

(1) 対象規模

アセス条例における太陽光発電事業の規模要件は【表－3】のとおり引き下げることが適当である。

＜表－3 アセス条例における太陽光発電事業の規模要件＞

	規模要件		
	普通地域	配慮地域	特別配慮地域
改正後	敷地面積 25ha 以上 又は 森林伐採面積 10ha 以上	敷地面積 7.5ha 以上	敷地面積 5ha 以上
現行	敷地面積50ha以上 又は 森林伐採面積20ha以上	敷地面積15ha以上	敷地面積10ha以上

(2) 地域要件

地域要件については、太陽光発電事業においてのみ【表－4】のとおり要件を変更することが適当である。

＜表－4 アセス条例における太陽光発電事業の地域要件＞

	地域	対象
改正後	特別配慮地域	国立公園又は県立自然公園の特別地域、鳥獣保護区の特別保護地区等 急傾斜地法、地すべり等防止法、砂防法の規制区域
	配慮地域	国立公園、県立自然公園及び鳥獣保護区等のうち、「特別配慮地域」以外の地域 急傾斜地法、地すべり等防止法、砂防法の規制区域
現行	特別配慮地域	国立公園又は県立自然公園の特別地域、鳥獣保護区の特別保護地区等
	配慮地域	国立公園、県立自然公園及び鳥獣保護区等のうち、「特別配慮地域」以外の地域

より多くの太陽光発電事業をアセス条例の対象とすることにより、太陽光発電事業者は、より環境の保全に配慮した事業の実施を図ることになるものと考える。併せて、同事業に対する透明性の高い環境影響評価の手続きを適切に実施することで、地域の理解促進にも繋がっていくものと考える。